

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令

(平成七年政令第四百十一号)(抄)

(燃料として利用される製成品)

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律以下「法」とし、(第一至第八編第一号の政令で定める製成品は、次のとおりとする。

- 一 主としてプラスチック製の容器包装(飲料又は化粧品を充てたもの及びポリエチレンテレフタレート製の容器その他その容器に係る分別標準適合物(燃料以外の製品の原材料として使用する)が容器なものでして主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。)に属する分別標準適合物を圧縮又は被覆するもの及び均質としてかつ一定の形状に成形したもの
- 三・四 (略)

(指定容器包装利用事業者の種別)

第五条 法第七条の四第一項の政令で定める業種は、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部品・付属品小売業、家具・インテリア品・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文具具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器等小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業とする。

(指定容器包装事業者の種別)

第六条 法第七条の六の政令で定める要件は、当該年度の前年度において用いた容器包装の量が五十トン以上であることとする。(指定容器包装事業者の種別) 第七条 法第七条の七第二項の標準等として政令で定めるものは、次のとおりとする。

第一項 法第七条の七第二項の標準等として政令で定めるものは、次のとおりとする。

財務大臣の所管に属する事業	たばこ小売業又は増小売業にあっては財政制度審議委員会、酒類小売業にあっては国税審議会
厚生労働大臣の所管に属する事業	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣の所管に属する事業	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣の所管に属する事業	産業構造審議会

(報告の徴収)

第十条 (略)

2 主務大臣は、法第二十九条の規定により、容器包装の量利用事業者に対してその事業の状況について、容器包装を用いた量、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の状況に関する事項(以下「報告」とする)を、(権限の委任)

第十二条 法第七条の六、第二十九条及び第四十条の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所管に係るものについては、特定容器包装利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長、当該所在地が沖縄県の区域及びある場合は、沖縄国税事務所(又は税務署)長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第七条の六、第二十九条及び第四十条の規定による厚生労働大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長、当該所在地が四国厚生局長の管轄する区域内にある場合は、当該地方厚生局長に委任するものとする。ただし、

し、厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

3 法第七条の六、第二十九条及び第四十条の規定による農林水産大臣の権限は、特定食料利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 法第七条の六、第二十九条及び第四十条の規定による経済産業大臣の権限は、特定食料利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 (略)

附則 (平成十八年政令第二百六十五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十六号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則

(平成七年大蔵省 厚生省 農林水産省
通商産業省令第1号)(抄)

(特定容器)

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する

法律(平成七年法律第百十号、以下「法」といふ。)第百条第
一項の主務省令で定めるものは、別表第一に掲げる商品の容器とし

て、(特定容器区分及び特定分別基準適合物)

第四条 法第百条第七項の主務省令で定める特定容器の区分は、次の
各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物
は、次の各号に掲げる区分及び、それぞれ別表第一に掲げる商品の

別基準適合物とする。

一〜四 (略)

五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器(商品の容器のうち、主
としてポリエチレンテレフタレート製のもの)(飲料「ジュ」め
の他主務大臣が定める商品を除く)を定めるものに限る。(こ
れに係る分別基準適合物)

六 (略)

(再商品化計画)

第七条 法第百条第一項の規定により主務大臣が定める再商品化
計画は、平成二十年を初年とする同年以後の三年間の各年の四
月を始期として定めるものとする。

(特定容器利用事業者の排出見込量の算定)

第十条 法第百一条第三項第八の当該年度における特定容器包装
廃棄物として排出される見込量は、第百九条第三項に掲げる量から
第二項に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器利用事業者が当該基準種に属する事業年度において用
いた特定容器の当該年度の前事業年度において販売した商
品(用いた量)(第八條第一項に掲げる再商品化契約の締結の期
限を超えて当該量が確定していない場合、第十五条(第十八条にお

いて準用する場合を含む。)(一)規定する認定の申請の期限までに
当該量が確定していない場合は、当該認定を受けて再商品化を
する年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場
合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた
当該特定容器の量)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合は、次に
それぞれイ又はロに定めるところとする。

イ 当該特定容器利用事業者が当該基準種に属する事業年度におい
て当該特定容器を販売する商品に用いた量を開始する年度(以
下「前」の項において「初年度」といふ。)(又は終了する年度の場
合) 当該年度において販売する当該商品に用いた見込量

ロ 初年度の次年度(以下「前」の項において「前年度」といふ。)
(の場合又は初年度の次々年度とあつて、前年度の三月末日
に「前」年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合)
初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商
品を販売した日数で除して得た量(以下を「イ」を乗じて得た量

イ 当該特定容器利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託し
て回収する当該特定容器の量として主務大臣が定める量(以下
「ロ」を算定する量)

ロ 容器包装廃棄物として排出され、当該特定容器の量として
主務大臣が定める量(以下「ロ」を算定する量)(イ)に掲げる
ものを除く。)

二 当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別
表第三の上欄に掲げる特定分別基準適合物として、当該特定分
別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業に属する回表の
中欄に掲げる数量(以下「前項第三項又は第四項に掲げる量から
当該特定容器の量を算定できない場合(以下「イ」)を控
除して得た量(以下「ロ」)を算定する量)を算定して得た率
を乗じて得た量を、当該年度における特定容器包装廃棄物として排
出される見込量とする(以下「イ」)

(特定容器利用事業者の排出見込量の算定)
第十一条の三 法第百二条第三項の当該年度における特定容器

包装廃棄物として排出される見込量は、第一項又は第二項に掲げる量
から第三項に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器利用事業者がその事業年度において用いる当該特定
包装の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量
(前条第一項の規定する再商品化契約の締結の期限までに当該
量が確定していない場合、第十五条(第十八条において準用する
場合を含む。)(一)規定する認定の申請の期限までに当該量が確定
していない場合は、当該認定を受けて再商品化をする年度の前
年度の三月末日までに当該量が確定していない場合)は、当該年
度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定包装
の量)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合は、次に
それぞれイ又はロに定めるところとする。

イ 当該特定容器利用事業者がその事業年度において当該特定包装
を販売する商品に用いた量を開始する年度(以下「前」の項にお
いて「初年度」といふ。)(又は終了する年度の場、当該年度
において販売する当該商品に用いた見込量

ロ 初年度の次年度(以下「前」の項において「前年度」といふ。)
(の場合又は初年度の次々年度とあつて、前年度の三月末日
までに「前」年度に販売した商品に用いた量が確定していない場
合) 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該
商品を販売した日数で除して得た量(以下を「イ」を乗じて得た量

イ 当該特定容器利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託し
て回収する当該特定包装の量として主務大臣が定める量(以下
「ロ」を算定する量)

ロ 容器包装廃棄物として排出され、当該特定包装の量として
主務大臣が定める量(以下「ロ」を算定する量)(イ)に掲げる
ものを除く。)

二 当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別
表第三の上欄に掲げる特定分別基準適合物として、当該特定分
別基準適合物に係る特定分別基準適合物(以下「イ」)を算定して得た率
を乗じて得た量を、当該年度における特定容器包装廃棄物として排
出される見込量とする(以下「イ」)

に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

(自主回収の認定に係る報告)

第二十条の二 法第十八条第三項の規定による報告日、毎事業年度終了後、四月以内に、同条第一項の認定を受けた特定容器又は特定包装について、次に掲げる事項について報告しなければならない。

一 認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認定に係る特定容器を販売した量

二 認定に係る特定容器又は特定包装を自主回収し、又は他の者に譲渡した回収した量

(帳簿)

第十九条 特定容器利用事業者及び特定容器製造事業者(別表第一の二六、七又は八の項に掲げる特定容器を用い、又は製造等を営む者)(主務大臣が認める者を除く。)(に限る。)(並びに特定容器利用事業者)主として紙製の特定包装(主として段ボール製のものを除く。)(又は主としてプラスチック製の特定包装を用いる者)(主務大臣が認める者を除く。)(に限る。)(並びに容器包装製造利用事業者)は、法第二十八条に規定する帳簿を一年ごとに開鎖し、開鎖後五年間保存しなければならない。

第三十条 法第二十八条に規定する主務官令で定める事項は、特定分別算定廃棄物として、別表第五の下欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げらるるものである。ただし、容器包装製造利用事業者が、おしどり、おしどり、おしどりの事項のほか、前年度における次に掲げる事項である。

一 容器包装を用いた量

二 法第七条の四に規定する判断の標準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果

三 市町村、店舗面積その他の当該容器包装を用いた量と接続分類係数を併しし値

四 除く得た値を(一)

五 前号に掲げるもののほか、容器包装の使用の合理化により

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況その他の容器包装の使用の合理化に関する容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項

別表第一(第一条関係)

一～六	(略)
七	商品の容器のうち、主としてポリエチレン、タレット製のものであって次に掲げるもののうち飲料、しょうゆその他の主務大臣が定める商品を生じたものためのもの (一)・(二) (略)
八・九	(略)

附則 (平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第23号)

(施行期日)

第一条 この省令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十六号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

一 第二十條の次に一条を加える改正規定 公布の日

二 第四条第五号及び別表第一の七の項の改正規定 平成二十年四月一日

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令

(平成十七年厚生省令第61号)(抄)

(分別基準)

第9条 法第9条第六項の環境省令で定める基準は、次の表の中欄に掲げる市町村が法第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物として当該物に対応する同表の下欄に掲げらるるものである。

一～六	(略)	(略)
七	主としてプラスチック製の容器包装であって飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を生ずるためのポリエチレン、ポリエチレン、PET製の容器に係る物	(略)
八	主としてプラスチック製の容器包装(飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を生ずるためのポリエチレン、PET製の容器を除く。)(に係	一・二 (略) 三 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を生ずるためのポリエチレン、PET製の容器が混入してい

(市町村分別収集計画)

第10条 法第8条第一項の規定により市町村が定める市町村分別収集計画は、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。

(都道府県分別収集促進計画)

第四条 法第九条第一項の規定により都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成二十年を初年とする同年以後の三年間の初年の四月を始期として定めるものとする。

附則 (平成十八年環境省令第二十五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令

(平成十八年厚生省、通商産業省令第1号)(抄)

(特定容器製造等事業者の排出見込量の算定)

第 1 条 法第十二条第一項第三号ハの当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第二号又は第三号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した量(第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成十七年、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号、以下「規則」といふ。)(第十五条(第十八条において準用する場合を含む。))に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化する年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合は、当該年度の前々事業年度において販売した量

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合は、ロにそれぞれイ又はロに定めるものを加えることとする。

イ 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器を販売するに着手を開始する年度(以下「年」といふ。)(初年度、二年度)又は該年その年度の場
合、当該年度において販売される見込量

ロ 初年度の次年度(以下「年」といふ。)(第三年度、二年度)の場合又は初年度の次々年度であつて第三年度の三月末日までに第一年度に販売した量が確定していない場合、初年度において販売した特定容器の量、初年度に当該特定容器を販売した日数を除いて得た量(以下「イ」を兼ねて得た量
として得た量)及びロに掲げる量(以下「ロ」を兼ねて得た量

イ 当該特定容器製造等事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるもの

るにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるもの(以下「イ」により算定される量)に、掲げるものを除く。

2 当該特定容器製造等事業者が前項の量を算定できなかった場合は、別表の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号に掲げる量(当該量を算定できなかった場合は「零」)を控除して得た量に「イ」から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を除いて得た率を控除して得た率を乗じて得た量として排出される見込量とみなすこととする。

附則 (平成十八年経済産業省、環境省令第10号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める旨令

(平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号)

(目標の設定)

第一条 その事業において容器包装を用いる事業は、あつて、小売業(各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文具具小売業、スポーツ用品・かん貝・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙関連品小売業に限る。)に属する事業を行うもの(以下「事業者」といふ)は、容器包装の使用の合理化を図るため、当該事業において用いる容器包装の使用原単位(容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値を除いて得た値をいふ)の低減に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行つていふ。

(容器包装の使用の合理化)
第一条 事業者は、次に掲げる取組その他の容器包装の使用の合理化のための取組を行うことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を相対的に促進するものとする。

- 一 商品の販売に際しては、消費者にその用いる容器包装を有償で提供するものより、消費者が商品を購入する際にその用いる容器包装を使用しないことを選択するための手段として量産型や提供量のより、自らの量物等を持参しない消費者に対して繰り返し使用が可能な量物等を提供するものより、その用いる容器包装の使用について消費者の意思を確認するものよりの措置を講ずるものより、消費者にその用いる容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するものより、
- 二 薄肉化又は軽量化された容器包装を用いるものより、商品にない適切な平法の容器包装を用いるものより、商品の量減りを行い

より、簡易包装化を推進するものよりその他の措置を講ずるものより、自らの容器包装の過剰な使用を抑制するものより、

(情報の提供)
第三条 事業者は、店舗において容器包装廃棄物の排出の抑制に資する事項を通告すること、事業者自らも容器包装の使用の合理化のために実施する取組の内容を記載した冊子を配布するものより、その用いる容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重荷をいつの表示を付すことその他の措置を講ずることにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供することとする。

(体制の整備等)
第四条 事業者は、容器包装の使用の合理化を図るため、容器包装の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うことにより、その事業者に対し、容器包装の使用の合理化のための取組に関する研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(安全性等の配慮)
第五条 事業者は、第 二 条の規定に基づき実施する取組により容器包装の使用の合理化を図る際に、その用いる容器包装に関し、その安全性、機能性等の他の必要な事情に配慮するものとする。

(容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握)
第六条 事業者は、その事業において容器包装を用いた量並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握するものとする。

(関係者との連携)
第七条 事業者は、容器包装の使用の合理化のための取組を効果的に進め、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るものとする。

附 則
この省令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十六号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める旨令

(平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号)

(定期の報告)

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十号、以下「法」といふ)第七条の六の規定による報告は、毎年度六月末日までに、別記様式による報告書を提出してしなければならない。

第二条 法第七条の六の主務官等が定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 容器包装を用いた量
- 二 法第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果
- 三 売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値
- 四 容器包装の使用原単位(第一号に掲げる量を equal に掲げる値で除いて得た値をいふ)。

附 則
この省令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十六号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(新規制定のため下線は付さない)

受理年月日

定期報告書

殿

年 月 日

住所

氏名

印

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	電話(- -)
業種	
作成責任者名	

第1表 容器包装を用いた量

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	
(参考) うち、主としてプラスチック製の袋	
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	
(参考) うち、主として紙製の袋	
主として段ボール製の容器包装	
その他の容器包装	
合計	
対前年度比(%)	

第2表 当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

	年度	対前年度比(%)
売上高[円]		
店舗面積[m ²]		
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 []		

第3表 容器包装の使用原単位(を で除して得た値)

		年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{容器包装を用いた量()}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値()}}$	主としてプラスチック製の容器包装		
	主として紙製の容器包装		
	主として段ボール製の容器包装		
	その他の容器包装		

第4表 素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由

--

第5表 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
主としてプラスチック製の容器包装	原単位						
	対前年度比(%)	/	A	B	C	D	
主として紙製の容器包装	原単位						
	対前年度比(%)	/	A	B	C	D	
主として段ボール製の容器包装	原単位						
	対前年度比(%)	/	A	B	C	D	
その他の容器包装	原単位						
	対前年度比(%)	/	A	B	C	D	

第6表 過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由

(イ)の理由

(口)の理由

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的内容	
目標の設定	(具体的内容)	
容器包装の 使用の合理化	消費者による容器 包装廃棄物の排出 の抑制を促進する こと	容器包装の有償による提供 景品等の提供 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 その他
		(具体的内容)
	自らの容器包装の 過剰な使用を抑制 すること	薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 適切な寸法の容器包装の使用 商品の量り売り 簡易包装化の推進 その他
		(具体的内容)
情報の提供	店頭における掲示 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 容器包装への表示 その他	
	(具体的内容)	

体制の整備等	(具体的内容)
安全性等の配慮	(具体的内容)
容器包装の使用の 合理化の実施状況 等の把握	(具体的内容)
関係者との連携	(具体的内容)

第 8 表 その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

措 置 の 概 要

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の 印を付した欄は記入しないこと。
- 4 「業種」の欄には、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業のうち、該当するものを記入すること。
- 5 「作成責任者名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入すること。
- 6 第1表において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第6号及び第4号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、同表の「うち、主としてプラスチック製の袋」及び「うち、主として紙製の袋」の欄は、任意記入とする。
- 7 第2表においては、容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値として同表中に掲げる

「売上高」、「店舗面積」又は「その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて数値を記入すること。第3表の容器包装の使用原単位の算出に当たってどの値を用いるかは原則として事業者自らが選ぶものとする。

- 8 素材区分毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定については、第4表に説明を記入すること。また算出方法の設定を変更した場合は、以下のいずれかとし、同表に理由を示すこと。
 - (1) 前年度の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
 - (2) 今年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、今年度の容器包装の使用原単位の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- 9 第5表において容器包装の使用原単位の設定方法を変更した場合は、以下のいずれかとし。
 - (1) 過去の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
 - (2) 算出方法を変更する毎に記入する行を改行して記入する。変更した年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、その年度の容器包装の使用原単位の上(以前の算出方法での容器包装の使用原単位を記入した行の右端)に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- 10 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
$$5\text{年度間平均原単位変化}(\%) = (A \times B \times C \times D)^{1/4}(\%)$$
- 11 第6表において、(ロ)の理由が(イ)と同じ場合には「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 12 第7表において選択項目がある欄については、該当するものに 印又は 印を付し、それぞれの具体的内容及びその効果を記入すること。
- 13 フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合にあっては、各表に記入するほか、第7表の「関係者との連携」の欄に、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を記入すること。

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針

(平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三十号)

近年の経済発展に伴い生産、消費の拡大、生活様式の様態化、消費者意識の高度化等を背景として、一般廃棄物の排出量は高水準で推移し、その質も多様化している。その一方で、土地利用の高度化、住民の環境への意識の高まり等を背景として、廃棄物の処理施設の確保はこれまで以上に増して困難なものとなっており、最終処分場が逼迫する中で、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は深刻なものとなっている。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、これらの廃棄物から得られた物を資源として有効に利用していくことが求められている。その一方、我が国で収集された使用済ペットボトル等が、海外へ輸出されており、我が国における再商品化の安定的な実施に支障が生ずるおそれがある。

このような状況の中で我が国における快適な生活環境と健全な経済発展を期的に維持していくためには、消費者のライフスタイルや事業者の事業活動の持続可能な形態への転換を加え、関係者の適切な役割分担と相互の連携・連携協力の強化、一般廃棄物の減量と再生資源としての十分な利用を図っていくことが重要である。また、我が国において、循環型社会の構築のための国際的な取組の推進に主導的な役割を果たすことが求められている。

このようなことから、一般廃棄物の中で大きな割合を占める、技術的にその再資源化としての利用が可能である容器包装廃棄物について、関係者の適切な役割分担と相互の連携・連携協力の強化、循環型社会の形成推進基本法(平成十一年法律第百十号)、資源循環基本法(平成十一年法律第百十号)その他の関係法令に基づき、その発生抑制や資源の再利用に特に高い優先度を付し、資源循環型社会の形成に資するよう、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進を図るとともに、資源の削減、再生資源の抑制並びにその図るよう、容器包装廃棄物の減量、再

生資源としての利用に積極的に取り組んでいく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには、容器包装について、製品から消費、廃棄に至る各段階において、廃棄物の発生抑制、使用済製品の再使用、原料料としての利用するリサイクルの促進を図り、観点を持った、環境・経済の総合的な持続可能な発展を目指すこととした循環型社会を構築することが必要である。

すなわち、循環基本法に規定する基本原則に基づき、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに、再商品化をして得られた物についてその積極的な利用に努めることが必要である。また、これらの取組を「層別率的に推進する」として当該取組に要する費用を可能な限り抑制するとともに、関係する国、地方公共団体、事業者、消費者、関係団体等すべてとの関係主体が相互に連携協力を図ること、全体の調和を図ることからこれを推進していくことが必要である。

二 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための対策に関する事項

容器包装廃棄物とは、一般廃棄物の中で大きな割合を占めており、その減量が重要である。容器包装廃棄物の減量対策に当たっては、まず、この限り限り容器包装廃棄物の排出を抑制することが必要である。このため、国、地方公共団体及び事業者に対しては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、また、消費者に対しては、容器包装廃棄物の排出を抑制するため、それぞれの立場で適切な連携協力を図るよう積極的に取組を果たすことが求められている。

1 消費者の取組

消費者は、商品の購入等に当たっては、自ら繰り返し使用が可能な商品包装等を積極的に活用し、容器包装の使用を抑制するよう、資源削減を図るよう努め、また、商品包装の再利用を図るよう努める。

装化がなされている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用が可能な容器(以下「リターナブル容器」といふ)を用いている商品等を選択し、この等により、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組むことが必要である。

また、国、地方公共団体、関係団体等による容器包装廃棄物の排出の抑制に関する普及啓発や公共施設におけるリターナブル容器の使用促進等の取組に積極的に参加、協力するよう努めることにより、容器包装廃棄物の排出の抑制に正しい知識を得、意識の向上を図るとともに、公表された市町村分別収集計画に規定される地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための対策が効果を発揮するよう努めることが必要である。

2 国の取組

国は、容器包装廃棄物の排出の状況に関する調査を行い、特に、容器包装廃棄物排出抑制推進員を通じて消費者等に対する普及啓発を講ずるよう努める。

また、簡易包装やリターナブル容器の使用や容器包装廃棄物の排出の抑制を図り、その促進に必要な方法等に関する調査研究をすすめていくことにより、先進的取組の積極的な実施を図っていくこと、このほか、国は、自ら率先して、過剰に包装された商品の購入を極力避け、詰め替え可能な商品やリターナブル容器を用いている商品の積極的な購入や利用等を図るよう努める。

3 地方公共団体の取組

地方公共団体は、国の施策に準じて容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。また、市町村においては、地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための対策に関する事項を市町村分別収集計画に定めることにより、これを公表するよう努める。

4 事業者の取組

事業者は、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制を図るために、事業活動に係る商品の購入、利用等に当たっては、薄装化又は減量化された商品包装を用いている商品、簡易包装化がなされた商品、詰め替え可能な商品、リターナブル容器を用いている

る容器等を選択して、消費者の排出の抑制を促進する必要がある。

また、容器包装の利用、製造等については、合理的な容器包装の使用抑制、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生抑制に努めることにより、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装廃棄物の減量を積極的に行う必要がある。具体的には、容器包装廃棄物のリサイクルに伴いコストを正確に認識し、薄肉化、軽量化、簡易包装化、空間容積率の縮小、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じて洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわずに範囲で、最も効果的な容器包装を用いることにより、消費者の回収困難品等の排出の情報を提供すること等がある。

特に、容器包装の使用量が大きく、かつ、代替手段の活用等により容器包装の使用領域の全地が大きい小売業に属する事業者に対しては、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次のような取組を行うことが必要である。

- (1) 容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するための取組を計画する。
 - (2) 次のような取組により、容器包装廃棄物の排出の抑制を図る取組を推進する。
- 容器包装の有償による提供、容器包装を使用しないことによりコストを削減するための取組の提供、繰り返し使用が可能な買物袋等の提供、容器包装の使用削減の意識の醸成等。
 - 計画により、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を図る。
 - 専ら大量に消費された容器包装の使用、適切な方法の容器包装の使用、回収の量り売りの実施、簡易包装化の推進等の計画により、市町村の容器包装の回収率を向上させる。
- (3) 計画により、排出削減の取組を行うことにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供する。
 - (4) 市町村の容器包装の回収率を向上させる。

市町村は、排出削減を促進するための取組を推進する。

- (5) 容器包装の安全な回収、回収率向上を図る。
- (6) この事業を通じて容器包装を用いた事並びに容器包装の使用の合理化に関する実施した取組及びその効果を適切に把握する。

(7) 国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携協力による取組の推進

5 各主体の連携協力による取組の推進

容器包装廃棄物の排出の抑制については、国、地方公共団体、事業者、消費者、関係団体等との関係主体がそれぞれの立場で積極的な取組を果たすことにより、相互に連携を強化し、取組の効果を最大化し、地域社会全体として排出削減を図る必要がある。

三 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項

1 市町村の取組

分別収集は、分別基準適合物の再商品化の前提となるものであり、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、消費者、事業者及び国との連携協力の下、各市町村において適切な分別収集の推進に努める必要がある。

- (1) 適切な分別収集体制の構築
- 市町村においては、容器包装廃棄物の適切な分別収集のために体制や施設の整備など、地域における適切な分別収集の一層の推進に努める必要がある。
 - 特に、一般廃棄物の最終処分場が逼迫し、更に新しい最終処分場を確保するに十分な困難がある市町村や、最終処分場の不足のため、他の市町村において最終処分場を実施している市町村、焼却施設等中間処理施設の処分能力の不足のため、中間処理を終了、最終処分を実施している市町村、大都市圏の市町村において、今後最終処分場が逼迫するおそれがある市町村等においては、最終処分場の減量のたまたま、容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むことが必要である。また、現在分別収集されていない種類の容器包装廃棄物については、分別収集体制や施設の整備状況を踏まえ、市町村分別収集計画に順次位置付けを行い、分別収集の計画の適切な実施を図ることが必要である。

また、市町村は、当該年度における分別基準適合物の再商品化を行い得る量（以下「再商品化可能量」として）と分別収集される量との間に過大な齟齬を生じないようにする観点及び分別基準適合物の再商品化が円滑かつ効果的に行われるようにする観点から、分別収集計画の策定に当たっては、再商品化計画により示される分別基準適合物の再商品化を促すための施設（以下「再商品化施設」として）の立地状況等を勘案する必要がある。

また、再商品化施設への輸送距離等にかかわらず、効果的な位置に保管施設を設置することや、再商品化施設の施設能力に見合った容器包装廃棄物の確保を図ることは、分別基準適合物の効果的な再商品化に資するものとして、市町村は、これらの取組を推進することが求められる。

加えて、市町村分別収集計画の策定に際しては、効果的な分別収集を実施する観点から、必要に応じて、民間のリサイクルに関与する者の意見を聴くことにより、近隣の市町村との連携協力、広域的な分別収集の実施についても積極的に検討することが望ましい。

- (2) 分別収集の質的向上・効率化とその他分別収集の促進
- 市町村は、分別収集の質を一層向上させることにより、容器包装廃棄物の分別収集に係る費用の透明化を推進し、分別収集の効率化に努める必要がある。
 - また、市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して分別及び洗浄の徹底について周知を行い、洗剤がでない容器包装廃棄物や、容器包装以外の物が付着して、又は混入した容器包装廃棄物については収集を促し、住民に対して分別排出の必要性を説明することにより、分別収集の促進を図る。

料として利用された製品の原材料として緊急避難時の「補完的に利用する」とし、当該製品の利用に当たっては、環境保全対策等に十分配慮を要するものとする。

2 再商品化の促進に向けた取組

容器包装廃棄物の再商品化に要する費用の削減及び再商品化により得られた物の質の向上を図ることが必要であり、消費税率及び体制の整備並びに質の高い分別収集の実施が求められる。また、市町村による分別収集量の将来的な増加が見込まれる容器包装については、その再商品化可能量の拡大を図ることが必要であり、分別収集量の動向を見込んだ再商品化施設の整備が求められる。その新規用途の開発及び拡大等が求められる。

このため、国は、必要な資金の確保、分別基準適合物の再商品化の促進、再商品化に要する費用の低減等に資する社会技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等に努めなければならない。

また、国は、事業者等による分別基準適合物の適正な再商品化を促進するための情報提供、広報活動等に努めるものとする。

市町村は、市町村における分別収集の向上等を通じて、再商品化の促進を図ることが必要であるものとし、かつ、市町村において、再商品化能力の状況を踏まえ、計画的に分別収集の推進と分別基準適合物の質の向上を図るものとする。

また、分別基準適合物の再商品化等を効果的かつ円滑にするため、容器包装廃棄物を用いる事業者及び市町村は、製造する事業者並びに容器包装に用いられる事業者と製造者の事業者は、再商品化等が容易な容器包装の使用、容器包装の規格化並びに材料及び構造面での工夫を可能な限り行う必要がある。また、容器包装等を利用して分別収集を行う事業者は、市町村の再商品化等に関する情報を活用して、分別収集の要を軽減し、再商品化の向上を図ることが必要である。

加えて、容器包装を利用している製品の事業者の責務を

輸入する事業者は、市町村の再商品化等がしやすい容器包装を用いてこの商品又は再商品化等がしやすい容器包装を選択し、輸入する必要があるものとする。

国は、物品の調達が当たっては、自らが率先して分別基準適合物の再商品化等をして得られた物又はこれを使用した物の購入、利用率を促進するものとする。また、地方公共団体において、国の施策に準じて分別基準適合物の再商品化等を促進するものとする。事業者及び消費者は、これらの物の購入、利用等を積極的に進める必要がある。

六 田舎かつ効果的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のための必要な調整に関する事項

分別収集により得られた分別基準適合物の確かな再商品化されるためには、容器包装廃棄物の分別収集量と再商品化可能量が均衡しつつ拡大していくことが求められる。

このため、国は、分別収集見込量と分別収集の動向を踏まえ、分別収集見込量に対応した再商品化可能量の確保を図り、その田舎な拡大を図るための環境整備に努めつつ、再商品化計画の策定を行うことが必要である。

市町村は、市町村分別収集計画を定めるに当たっては、分別基準適合物の再商品化が田舎かつ効果的に進むものとする観点から、再商品化計画により示される再商品化される特定分別基準適合物の見込み、特定分別基準適合物を再商品化するための施設設置に関する事項等を勘案しつつ、分別収集の実施を法定するものとする必要がある。

また、再商品化の田舎な実施を図るため、市町村は、分別収集計画に規定する容器包装廃棄物の分別収集見込量の算定に当たっては、当該市町村の区域における総人口を前提とするに当たり、分別収集見込量が非線形に増加する傾向がある場合には、見込みを適切に調整するものとする。

市町村は、市町村において計画策定に当たったことでの必要な調整を提供するものとする。

市町村は、市町村分別収集計画において、再商品化可能量を確保

七 環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

容器包装廃棄物の排出の抑制、適切な分別収集による分別基準適合物の質の向上、分別基準適合物の再商品化の促進及び再商品化により得られた物の利用の促進は、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量及び散乱の防止、環境汚染物質の発生抑制等を通じて、全体として人の活動に起因する環境への負荷を低減させ、循環を基調とした環境で経済の持続により持続可能な発展を目指した循環型社会を構築していくことの意味を有する。

以上のような容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進のためには、容器包装廃棄物の排出の抑制、その適正な分別排出や再商品化により得られた物の利用をはじめ、消費者、関係団体、事業者等への関係主体の連携協力が必要であることにかかわらず、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識について、消費者、関係団体、事業者等との連携協力の拡大を図るものとする。

具体的には、国及び地方公共団体は、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進に関する国民の普及啓発、環境教育、環境政策等を通じて、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進が環境の保全に資するものとしての国民の理解を深めるものとする。環境の保全に資する実施が行われつつある中で、関係

団体、事業者等に対する関係主体の連携協力を求めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関し、我が国の容器包装廃棄物の排出の現状を周知する等、国民への情報提供並びに国民の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進に関する事項

加えて、

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に当たって、容器包装の原料採取、製造、流通、消費、廃棄、分別収集、再商品化等の全段階における環境への負荷の評価(ライフ・サイクル・アセスメント) LCA) の手法について、国は、諸外国との連携協力を踏まえて、調査研究を進めLCA手法の確立を図るよう努め、情報提供を実施することを目的として、当該手法を活用した再商品化手法等に関する技術的見地からの評価及び検証を実施するに努める。また、事業者は、各段階における環境への負荷が低減されるよう、各段階における環境への負荷を視野に入れた製剤開発、消費者への情報提供等への活用を図る必要がある。

国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に寄与する費用を商品の価格に適正に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解及び協力を得るに努めなければならない。

(注) 今回改正された法令のうち、再商品化に係る量・比率に係る改正部分や、項ずれなどの形式的な改正部分については掲載を省略した。